

神戸大学基金課外活動支援金支給要項

(目的)

第1条 この要項は、神戸大学基金規則第2条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生団体又は学生の課外活動に対して支援する課外活動支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給基準及び支給額)

第2条 支援金は、原則として公認課外活動団体の学生団体又は学生の当該年（1月から12月まで）の活動に対し支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公認課外活動団体以外の学生団体又は学生で顕著な成績等を修めたものについては、支援金の支給を行うことができる。

3 支給基準及び支給額の上限は、別紙のとおりとする。

(申請)

第3条 支援金の支給を受けようとする学生団体又は学生は、課外活動支援金申請書（別紙様式）を、該当欄に必要な事項を記入のうえ、翌年の1月15日までに学務部学生支援課に提出するものとする。

(支給の決定)

第4条 支援金の支給の決定は、課外活動支援金申請書（別紙様式）に基づき、申請状況を考慮し、予算の枠内での適正な配分を期して、理事（学生担当）が行う。

(実績報告)

第5条 理事（学生担当）は、支援した学生団体又は学生の活動について、定期的に神戸大学基金委員会に報告する。

(事務)

第6条 支援金に関する事務は、学務部学生支援課で行う。

(支援の取消し)

第7条 支援金の支給を受けた学生団体又は学生に不正や不名誉な事件が生じた場合は、支援金を取り消し、又は支援金を返還させることがある。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、理事（学生担当）が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年7月5日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年5月7日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

支給基準及び支給額の上限（第2関係）

1. 第2の1の公認課外活動団体の学生又は学生団体の活動に対する支援

- (1) 全国的規模の競技会等に参加するもの（1団体・個人につき年2大会までの支援とする。）

開催地 対象	北海道・ 東北	関東・ 甲信越	北陸	東海	近畿	中国・ 四国	九州	海外
1団体 (5名以上)	20 万円	15 万円	10 万円	10 万円	5 万円	10 万円	15 万円	15 万円
個人	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円	3万円	3万円

注) 団体選手人数が4名以下の場合は、選手人数分を個人分として取り扱う。

- (2) 三大学（神戸大学，一橋大学，大阪公立大学）体育大会に参加するもの
1団体 3万円

- (3) 各種目の学生連盟によるリーグ戦（1部に限る。）に参加するもの（団体選手人数が5名以下の場合は、選手個人分として取り扱う。）
1団体 5万円 個人 1万円

- (4) 定期演奏会，公演会，発表会又は他大学との合同発表会等で会場費を要するもの（1団体につき年2回までの支援とする。）
1団体 5万円

- (5) 本学が競技会等の主催校となった際，主催する学生団体（但し，三大学体育大会は除くものとする。）
1団体 3万円

- (6) その他，課外活動の振興，発展又は本学の名誉となる行為のあったものは理事（学生担当）が支給を決定する。

2. 公認課外活動団体以外の学生団体又は学生に対する支援

上記1に準じて，理事（学生担当）が決定し支給する。